

東京中部間連系設備（FC）に係わる 計画策定プロセスについて

平成28年3月15日
広域系統整備委員会事務局

■これまでの経緯

- 第1回広域系統整備委員会（平成27年4月24日）
 - ✓ 計画策定プロセスの進め方等を決定。
- 第2回広域系統整備委員会（平成27年6月8日）
 - ✓ 計画策定プロセスの期間中における系統アクセス業務の取扱を決定
- 第5回広域系統整備委員会（平成27年9月14日）
 - ✓ 基本要件および受益者の範囲決定
- 第6回広域系統整備委員会（平成27年10月16日）
 - ✓ 実施案の提出を求める電気事業者および実施案の提出における要件を決定
- 第7回広域系統整備委員会（平成27年11月20日）
 - ✓ 追加対策案の検討によるスケジュールの見直し

■今回ご議論いただきたい事項

- ✓ 費用負担割合の検討状況

■ご報告事項

別紙 実施案の提案概要

検討スケジュールと今回の位置づけ

	平成27年度												平成28年度								
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月						
開始手続き																					
進め方の検討																					
対策案の検討				増強要否・対策案検討、各案比較評価																	
受益者範囲の検討																					
電気事業者の特定																					
実施案の検討										提案作成		提案評価									
実施案(改善案)の検討										提案作成			提案評価								
負担割合の検討																					
広域系統整備計画 取りまとめ・公表																					
広域系統整備委員会	★ プロセスの進め方			★ 検討状況報告			★ 基本要件の原案			★ 実施案の提出を 求める電気事業者の特定			★ 検討状況報告			★ 実施案 ★ 負担割合(案)					
				★ 検討状況報告			★ 基本要件			★ 検討状況報告			今回★ 検討状況報告								
評議員会				◇ 検討状況報告			◇ 基本要件			◇ 検討状況報告			◇ 検討状況報告			◇ 負担割合(案)・整備計画					
理事会	◆ 4/22 ・計画策定プロセス開始、公表 ★ 4/28 ・プロセスの進め方決定 ・経済産業大臣報告内容						◆ 9/30 ・基本要件決定 ・実施案募集要否決定			◆ 10/21 実施案の提出を 求める電気事業者の特定			◆ 実施案決定 ◆ 負担割合(案)決定			◆ 負担割合決定 ◆ 整備計画決定					
その他	☆ 電力需給検証小委からの検証要請 ☆ 計画策定プロセス開始の公表 ☆ 経済産業大臣報告						☆ 電力需給検証小委への報告						☆ 整備計画公表								

■ 今後検討すべき事項

- 広域系統整備計画の策定に向け、業務規程において費用負担割合を広域機関で決定することが規定されているが、その他具体的な検討が必要となる事項は以下のとおり。

<具体的検討項目>

- ✓ 費用負担割合の検討及び決定
- ✓ 計画決定後の事業実施主体と費用負担者との契約締結内容（負担額の確定、支払時期 等）
- ✓ 計画決定後の整備計画内容変更時の対応
- ✓ 計画決定後のフォローアップ方法

今回の対象

■ 費用負担割合検討

- ✓ 費用負担割合の考え方
- ✓ 増強分（9社負担分）と既設設備更新分の取扱いの整理
- ✓ 維持費用の負担割合の考え方

次回議論

（検討にあつたては、託送料金制度上問題がないかなど、別途確認が必要）

⇒上記検討を踏まえ、「費用負担割合の案」を決定する。

■ 基本要件での記載

- 基本要件において、FC増強に要する費用は9エリアの負担とすることが妥当であると整理。

Ⅲ. 広域系統整備の目的に照らした受益者の範囲

(略)

60Hz地域それぞれで、大規模電源が広域的に停止するリスクに対応するための増強であり、沖縄電力(株)を除く一般電気事業者の供給区域(以下、「9エリア」という。)いずれにおいても安定供給に寄与することが期待できることから、今般のFC増強に要する費用(老朽劣化設備の更新分を除く)については、9エリアの一般負担とすることが妥当である。

増強分(9社負担分)

- 費用負担割合の検討については、送配電等業務指針第38条に規定されている。

(費用負担割合の決定)

第38条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、その費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）は、別表5-1に掲げる例を踏まえ、広域系統整備委員会において、案件ごとに検討する。

- したがって、費用負担割合については、以下の基本的考え方を原則とし検討する。

- 受益者の受益の程度に応じた割合であること
- 一般的に納得性があること

- 今回の増強効果については、第4回広域系統整備委員会で示した以下のとおり。

(第4回広域系統整備委員会資料抜粋)

- FC増強に伴い想定される受益および受益の範囲は以下のとおり
 - ✓ **安定供給確保の観点**
大規模地震・津波に伴い50Hz地域あるいは60Hz地域それぞれで、大規模電源が広域的に停止するリスクに対応するための増強である。したがって沖縄電力（株）を除く一般電気事業者の供給区域（以下、9エリア）の需要家への安定供給に寄与する。
 - ✓ **取引活性化の観点**
増強分がスポット取引に解放され市場分断が減少することによる直接的な効果や競争活性化等の間接的な効果などが期待でき、これらは連系する9エリアそれぞれに受益があると考えられる。

- 今回の増強による効果と検討の方向性を以下に示す。

安定供給確保の観点

- 大規模地震・津波に伴い50Hz地域あるいは60Hz地域それぞれの地域で、大規模電源が広域的に停止するリスクに対応するための増強であり、両地域とも安定供給に寄与する。
- 大規模災害が発生した際において、各エリアで確保すべき供給力のうち他エリアからの受電必要量を受益と考えることが出来る。必要となる供給力は、災害規模等により様々であるが、これを適切かつ定量的に評価することが重要である。

取引活性化の観点

- 市場分断の低減に寄与することが想定されるが、約定価格が高い供給区域は片側に限られておらず、全国的にメリットがあると考えられる。
- ただし、現時点においてFC増強が完了する約10年後の市場分断状況について、費用負担を正当化するほど確実性の高い想定をすることは困難である。

- 具体案の検討における前提を、以下に整理する。
- 基本要件におけるFC増強に伴う受益は、「安定供給確保の観点からの受益」、「取引活性化の観点からの受益」としているが、費用負担割合検討においては、本増強の直接的な目的である**安定供給確保の観点からの受益**に基づき評価する。
- 大規模災害が発生の際、各エリアで確保すべき供給力のうち他エリアからの受電必要量（必要となる供給力）を算定し受益を評価することとなるが、各エリアにおいて平時は**エリア需要に応じ適切な予備力が確保されていることを前提**として、受益の割合を検討することが妥当ではないか。
- 需要の規模を評価する手法としては、「安定供給確保の観点」が増強の直接的な目的であり、大規模災害時の供給力（kW）低下リスクに対応可能であることが受益であると考え、電力量（kWh）ではなく、**ピーク時間帯における電力（kW）**で評価することが適切ではないか。

- 前述の前提を踏まえ、受益に応じた費用負担割合の案としては以下が考えられる。

① エリアの規模で按分

大規模災害が発生した際に必要となる供給力の想定について、各エリアの需要の規模により算出することとし、増強に必要な負担総額を、各エリアの需要規模で按分する。

② 東西エリアで均等配分の後、東、西それぞれでエリアの規模で按分

増強により東西両地域が利用可能な連系線容量は等しく最大90万kWであるため、まずは負担総額を両地域で均等に配分した上で、同じ周波数地域における配分割合については、各エリアの需要規模で按分する。

③ 特定のシナリオ評価に基づいた各エリアの受電必要量の割合で按分

負担総額を、電力需給検証小委員会でのシナリオ評価の考えに基づいた各エリアの受電必要量で按分。

⇒当該シナリオにおいては各社の需要規模に応じた供給力不足を前提に算出していることから、結果①と同じ割合となる。

④ その他の考え方はないか

（各シナリオにおける試算値）

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
需要(単位: 万kW)※1	434	1263	5255	2529	500	2813	1091	526	1601
①需要配分	3%	8%	33%	16%	3%	18%	7%	3%	10%
②東西均等配分後、需要配分	3%	9%	38%	14%	3%	16%	6%	3%	9%
③特定シナリオでの必要量で配分	3%(15)	8%(43)	33%(179)	16%(86)	3%(17)	18%(96)	7%(37)	3%(18)	10%(55)

※1: 例として、2013年度夏季実績: 送電端値で試算

※2: ()内の数値は、電力需給小委員会で示された考え方における夏季必要量(単位: 万kW)

2 . 費用負担割合案の比較（増強分）

10

- 第8回広域系統整備委員会において、今回の増強の目的は安定供給確保の観点であり、**大規模災害が発生した際の不足する供給力について、他エリアから供給を受けることによる受益を評価し、負担割合を検討することを確認した。**
- これまでの議論を踏まえ、各案の考え方を以下に示す。

	案1（前ページ①に相当）	案2（前ページ②に相当）	案3（今回追加）
按分方法	負担総額を各エリアの需要規模（kW）で按分	負担総額を東西エリアで均等配分し、東西エリア内での配分はエリア需要規模で按分	案1と案2の合成案とし、各案の重み付けは均等に1対1とする。
考え方	・ 大規模災害が発生した際に必要となる供給力は、電力需給検証小委員会でのシナリオ評価に基づき算定することを前提とすると、各エリアの需要規模に応じて総負担額を按分した比率を適用する。	・ 災害規模によっては設備容量（90万kW）最大まで使用することを考え、まずは総額を東西エリアで均等配分する。 ・ 東西エリア内での配分については案①と同様に、エリア需要規模で按分し各エリア毎の負担割合を算定する。	・ 案1は需要側（需要規模）から見た受益評価、案2は送電側（設備容量）から見た受益評価であり、両面からの受益評価を複合し負担割合を算定する。 ・ 将来発生する災害規模を正確に予測することは不可能であることから、重み付けは1対1とする。

- 案1、案2の考え方の差は、想定する災害規模の差によるものであるが、将来の災害地点・規模を現時点において正確に予測することは不可能であることを考えると、**いずれかの考え方だけを正しいと結論することは出来ないのではないか。**
- よって、より広く受益を評価するために、**両案を合成した案3とすることが妥当**ではないか。

２．費用負担割合の試算（増強分）

- 各案による負担割合を試算した結果は以下のとおり。

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
需要(単位: 万kW) ^{※1}	434	1263	5255	2529	500	2813	1091	526	1601
案1: 需要配分 ^{※2}	2.71%	7.89%	32.82%	15.79%	3.12%	17.57%	6.81%	3.29%	10.00%
案2: 東西均等配分後、需要配分 ^{※2}	3.12%	9.08%	37.79%	13.96%	2.76%	15.53%	6.02%	2.90%	8.84%
案3: 案1と案2を1対1の比率で合成 ^{※2}	2.92%	8.49%	35.31%	14.87%	2.94%	16.54%	6.42%	3.09%	9.42%

※1: 例として、2013年度実績: 送電端値で試算

※2: 配分は少数点以下第2位の%とした。

- 需要規模の算定手法としては、前述の今回の増強の目的、受益の考え方を踏まえると、電力量（kWh）ではなく、ピーク時間帯における電力（kW）で評価することが適切であると考え。（第8回広域系統整備委員会にて説明）
- 実際に費用負担割合の算定に使用する需要規模（kW）の考え方を以下のとおり整理したい。
 - ✓ 安定供給確保の観点からの増強であり、全てのネットワーク需要家に受益があることから、エリアの需要規模としては流通対応需要を使用する。
 - ✓ ピーク時間帯の電力（kW）としては、全国的に需給状況が過酷な、夏季需要（最大3日平均）を使用する。
 - ✓ 負担割合を按分するためのエリア需要規模の想定時期は、以下の案が考えられる。
 - ＜案1＞ 運開年度の前3ヶ年の実績平均値を使用
 - ＜案2＞ 計画決定時期である平成28年度供給計画の最終年度の計画値を使用
 - ＜案3＞ 増強完成年度の供給計画を基に、「運開年度以降、最終年度まで」の計画平均値を使用。
 - ✓ FCの増強に伴う受益を評価することから、運開前の実績値ではなく、増強される時期以降の計画値を採用することが妥当であると考え。
 - ✓ 増強完了時期が10年後以降であることから、案2とする考え方もあるが、今後10年間ににおける情勢の変化を的確に捉えることは難しく、より適正に受益を評価し負担割合を算定するためには、完成年度の供給計画を基とする案3とすることが妥当ではないか。
 - ✓ なお、広域系統整備計画決定時点においては、平成28年度供給計画の最終年度から前3か年の平均にて仮に算定することとし、完成年度に正式に算定する。

3. 大規模災害時の需給維持の観点からのFC300万kWの必要性①

<マスタープラン研究会での300万kW増強の必要性の検証>

○東西各地域について供給計画上の10年後(平成32年度)の需要(最大3日平均)を想定
(東日本:8,161万kW、中西日本:9,962万kW)

○供給力は需要に対して予備率8%維持を想定
(東日本:8,814万kW、中西日本:10,759万kW)

○大規模災害による需要の減少は織り込まず。

○大規模災害による供給力の減少分を東西地域とも約1割減(各電力管内の最大原子力サイトの停止)と想定。
(東日本:7335万kW、中西日本:9670万kW)

○供給量が、大規模災害後1ヶ月後に、平時の需要に対して予備率3%を満たすため(東日本:8,406万kW、中西日本:10,261万kW)に必要な連系線増強量
(東日本:74万kW、中西日本:69万kW)

○現行120万kWから90万kWの増強(210万kW)が必要。

○FCが300万kW程度であれば、送電側地域の予備率を4~5%を確保しつつFC容量の最大限融通が可能。

<東日本大震災の実績等を加味した場合の検証>

○東西各地域について東日本大震災以降需要が最大だった2013年度の夏季需要(最大3日平均)を利用
(東日本:6,650万kW、中西日本:8,875万kW)

○供給力は需要に対して予備率8%維持を想定
(東日本:7,182万kW、中西日本:9,585万kW)

○大規模災害時の需要減少量は、東日本大震災時の東電管内の減少分(約3割)を利用
(東日本:4,655万kW、中西日本:6,212万kW)

○大規模災害時の供給力減少分を、東日本大震災時の東電管内の減少分(約4割)と想定。
(東日本:4,309万kW、中西日本:5,751万kW)

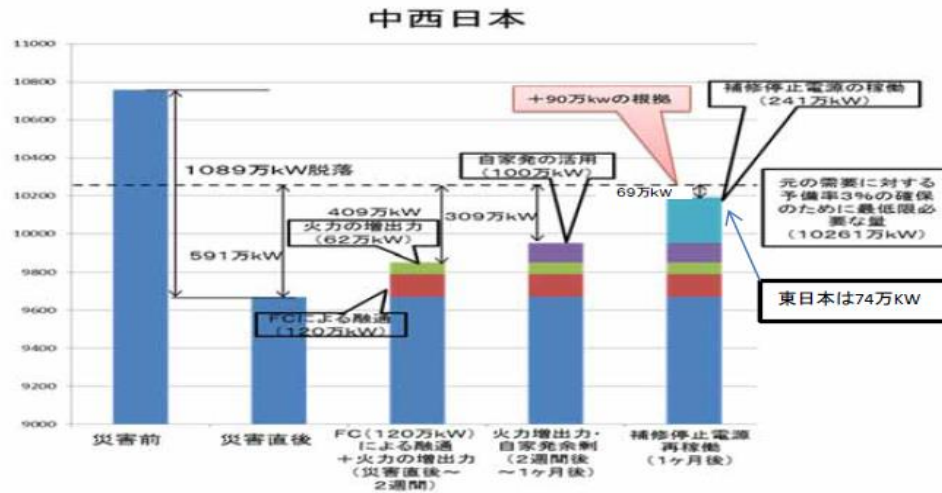
○また、東電管内では東日本大震災発生後短期間で200万kW(残存電力の約6%)復旧したことから、残存供給力の6%の復旧を想定
(東日本:4,568万kW、中西日本:6,096万kW)

○供給量が減少後の需要に対して予備率3%を満たすため(東日本:4,794万kW、中西日本:6,399万kW)に必要な連系線増強量
(東日本:227万kW、中西日本:303万kW)

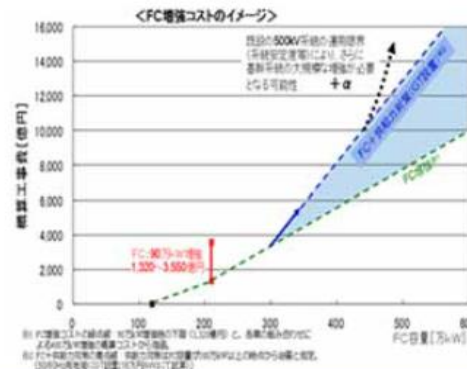
○少なくとも300万kW程度の連系線が必要。

3. 大規模災害時の需給維持の観点からのFC300万kWの必要性②

＜マスタープラン研究会報告書での300万kW増強の必要性の検証＞



	50Hz地域 (東日本)	60Hz地域 (西日本)
① 需要 [※]	8,161	9,962
② 平時に確保すべき予備率8%に必要な供給力	8,814	10,759
③ 5%の予備率を確保するために必要な供給力	8,569	10,460
④ (②-③)他の地域に送電可能な電力量	245	299



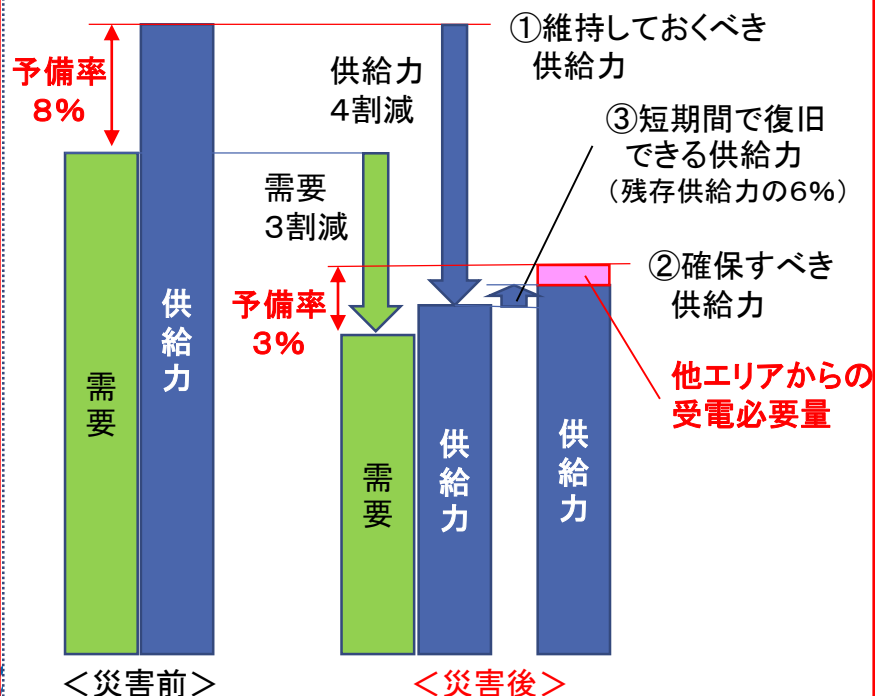
＜東日本大震災の実績等を加味した必要性の再検証＞

＜シュミレーション結果＞ 中西日本地域におけるシュミレーション ＜単位: 万kW＞	
2013年度 需要量	中西日本 8,875
災害による減少(3割減少)	6,212
①確保すべき供給力(減少後需要の+3%)	6,399
維持しておくべき供給力(需要の8%維持を想定)	9,585
大規模災害直後の供給力(減少分を4割と想定)	5,751
短期間で復旧できる供給力(残存供給力の6%の増強を想定)	345
②大規模災害後の供給力	6,096
③FC増強必要量(①-②)	303

※東日本の必要量は300万kW以下

- 大規模災害等における連系線の必要量に関するシミュレーションは、需要に対して「①維持しておくべき供給力」が維持されている状況において、大規模災害等による「需要の減少」及び「供給力の減少」を想定する。
- 「③短期間で復旧できる供給力」を積み増しても、需要に対して「②確保すべき供給力」に満たない量を連系線からの受電必要量とする。
- 上記①②は、当機関の「調整力等に関する委員会」における「調整力の今後のあり方に係る検討」の結果によるが、今回の長期方針の検討においては、暫定的に①は需要+8%、②は需要+3%とする。
- 大規模災害等による「需要の減少」、「供給力の減少」、「短期間で復旧できる供給力」については、東日本大震災における実績相当を想定する*。（需要3割減、供給力4割減、残存供給力の6%が短期間で復旧）

シミュレーション(概念図)



※都心南部直下地震及び南海トラフ(三連動)地震の発災時は、東日本大震災における実績相当を超える供給力不足が発生する可能性が指摘されており、その対応については連系線からの融通に加え、ピークシフト等を通じた需要家への節電要請等も加味した方策を検討しているため、今回の長期方針の検討の範囲外とする。

(参考) 第8回電気設備自然災害等対策WG 資料1-1より抜粋
＜対応策実施前＞

◆ 都心南部直下地震

夏発災の場合、発災後1カ月間にわたって、ピーク時の潜在需要に対して、100～800万kWの供給力不足が発生する可能性がある。

◆ 南海トラフ(三連動)地震

夏発災の場合、発災後1カ月間にわたって、ピーク時の潜在需要に対して、6社計で1,700～3,000万kWの供給力不足が発生する可能性がある。

＜対応策実施後＞

◆ ピーク需要に対しても、復旧迅速化等の設備保安面の対策に加え、異周波数地域からの融通(120万kW)、ピークシフト等を通じた需要家への節電要請等(東日本大震災時には、▲15%を要請)を加味すれば、都心南部直下地震では需給ギャップは発災直後から解消でき、南海トラフ(三連動)地震では、1,100万kW程度の需給ギャップは発災後2週間後には解消できる可能性。

(参考) 大規模災害時の需給状況のシミュレーション②

第7回広域系統整備委員会資料4（長期方針）より

16

- 東日本及び西日本のそれぞれにおいて、大規模災害等に伴い想定した需要減少、供給力減少が発生した場合の他エリアからの応援必要量と他エリアへの応援可能量は下表のとおり。
- 需要は、東西各地域において、東日本大震災以降において需要が最大であった2013年度の夏季需要（最大3日平均）を見込んだ。

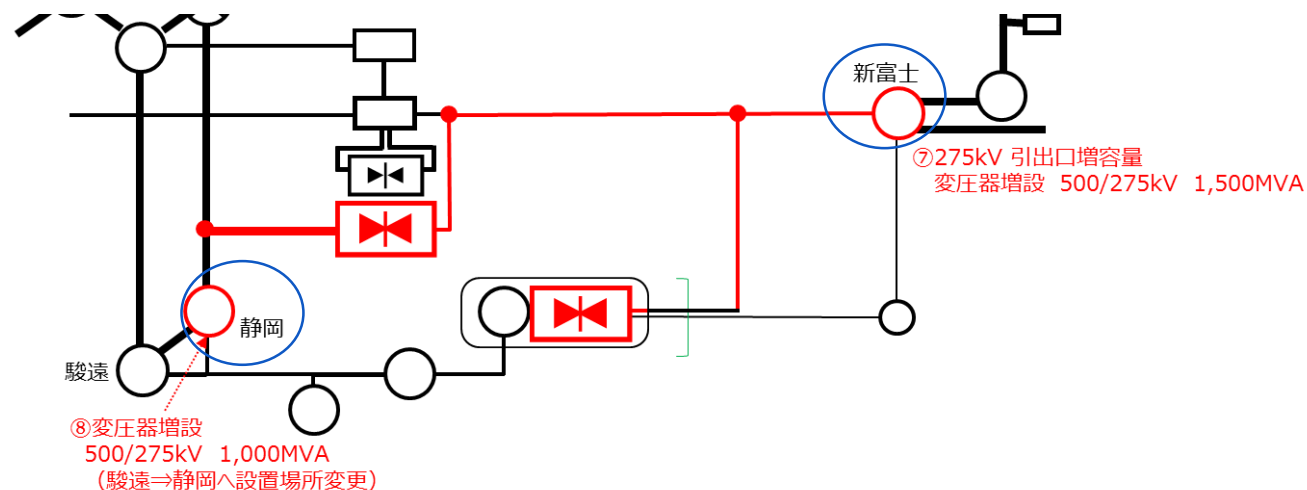
単位: 万kW

〔東日本における災害ケース〕	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア計
需要(2013年実績・送電端H3)	434	1,263	5,255	2,529	500	2,813	1,091	526	1,601	16,012
脱落需要(△30%)	130	379	1,576							2,085
災害後需要+予備率3% ①	313	910	3,789	2,605	515	2,897	1,124	542	1,649	14,344
供給力(需要+8%)	469	1,364	5,675	2,732	540	3,038	1,178	568	1,729	17,292
脱落供給力(△40%)	188	545	2,270	0	0	0	0	0	0	3,003
復帰供給力(残存供給力の6%)	17	49	204	0	0	0	0	0	0	270
供給力合計 ②	298	867	3,609	2,732	540	3,038	1,178	568	1,729	14,560
予備率3%に対する過不足 ②-①	-15	-43	-179	126	25	141	55	26	80	216
他エリアからの受電必要量				他エリアへの応援余力						

〔西日本における災害ケース〕	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	9エリア計
需要(2013年実績・送電端H3)	434	1,263	5,255	2,529	500	2,813	1,091	526	1,601	16,012
脱落需要(△30%)				759	150	844	327	158	480	2,718
災害後需要+予備率3% ①	447	1,300	5,412	1,824	361	2,028	787	379	1,155	13,692
供給力(需要+8%)	469	1,364	5,675	2,732	540	3,038	1,178	568	1,729	17,292
脱落供給力(△40%)	0	0	0	1,093	216	1,215	471	227	692	3,914
復帰供給力(残存供給力の6%)	0	0	0	98	19	109	42	20	62	352
供給力合計 ②	469	1,364	5,675	1,737	344	1,932	749	361	1,100	13,731
予備率3%に対する過不足 ②-①	22	63	263	-86	-17	-96	-37	-18	-55	38
他エリアへの応援余力				他エリアからの受電必要量						

■ 変圧器設置に伴う供給信頼度等の向上による受益

- ✓ 今回の実施案では、「静岡変電所」、および「新富士変電所」へ変圧器が増設されることとなり、当該変圧器には**FC以外の潮流も流れる**ことから、**受益の程度に応じ負担割合を検討する**必要がある。
- ✓ 受益評価を行うにあたり、費用負担ガイドラインでは**供給信頼度等の向上による受益を考慮して特定負担の算定をする**ことが規定されているが、これは**送電線2回線故障時（N-2）の信頼度向上**の受益を示すものの、**変圧器2台同時故障**のような事象については、通常想定され難いことから**考慮しないと解釈される**。
- ✓ 今回のFC増強は直接費用負担ガイドラインの適用を受けるものではないが、費用負担ガイドラインは国の審議会での議論や広く一般への意見募集を踏まえ公表されたものであり、これに準じて検討をすることは納得性が高いと言える。
- ✓ よって、今回の変圧器増設については、**当該エリアの供給信頼度の向上効果を考慮せず**、全国の需要家に受益があるとし、**9エリアの一般負担として整理することが妥当である**と考える。



■ 計画策定プロセスにおける維持費用の位置付け

- ✓ 広域系統整備計画において決定する「費用負担の割合」は、送配電業務指針第38条に基づき「広域系統整備に要する費用」であることから、「初期構築費用」を対象としている。
- ✓ ただし、費用負担者が、「初期構築費用」の意思決定をするにあたって、「維持費用」も含めた判断が必要であり、広域系統整備計画においては、基本的な考え方を示すこととする。

■ 維持費の基本的な考え方（案）

- ✓ 維持費用については、増強設備設置後の系統運用の柔軟性などにも配慮し、原則以下の区分としてはどうか

区分		対象設備	維持費
①	周波数変換設備	佐久間 F C 東清水 F C	9 社負担
②	F C 潮流しか流れない部分	送電線 新設区間	9 社負担
③	F C 潮流とその他の潮流が 混在する部分 (F C 潮流の特定が可能)	275kV送電線 (甲)	一部 9 社負担
④	F C 潮流とその他の潮流が 混在する部分 (F C 潮流の特定が困難)	新富士変電所 静岡変電所	当該エリアの負担

【業務規程】

(受益者及び費用負担割合の決定)

第34条 本機関は、広域系統整備委員会において、前条第3項で決定した実施案をもとに、第32条第3項の受益者に加え、他にも受益者が認められる場合は、当該受益者を含め、費用負担割合を検討し、評議員会の審議を経て、理事会にて決定する。

【送配電等業務指針】

(費用負担割合の決定)

第38条 広域系統整備に要する費用は、受益者が受益の程度に応じて費用を負担することを原則とし、その費用負担割合（一般負担と特定負担の別及び電気供給事業者ごとの負担の割合をいう。以下同じ。）は、別表5－1に掲げる例を踏まえ、広域系統整備委員会において、案件ごとに検討する。

- 2 本機関は、前項の検討の結果、広域系統整備に要する費用の負担を求めることが適当であると認めた全ての電気供給事業者（以下「費用負担候補者」という。）に対して検討結果を示し、広域系統整備委員会へのオブザーバーとしての招聘、書面による意見聴取その他適宜の方法で個別に意見を求めなければならない。
- 3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、評議員会の審議を経て、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。
- 4 本機関は、前項において通知した費用負担割合の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合に、費用負担割合を決定する。なお、費用負担候補者が第25条第3項又は第31条第4項により提起又は応募を取り下げた場合その他費用負担の意思がないことが明らかとなった場合は、当該費用負担候補者を除外の上、前各項に準じ、再度、費用負担割合を検討する。

- 広域系統整備計画の決定に向けた今後のスケジュールは以下のとおり。

	委員会	議案等	その他
3月	第11回 (3/15)	- 費用負担割合検討状況 - 実施案概要	
4月	第12回 (4/25)	- 実施案 - 費用負担割合案	理事会にて実施案を決定
5月	第13回 (5/27)		- 評議員会にて負担割合案を審議 (5月中旬) - 理事会にて負担割合案を決定 - 費用負担者への合意確認
6月	第14回 (6/24)	広域系統整備計画	- 理事会にて費用負担割合決定 - 広域系統整備計画決定